



4 病気や けがのときの 保険

4-3 国民健康保険(会社で はたらいしていない人の 保険)

(1) はいる人

かいしゃ ひと がいこくじん にほん げつ なが す ひと
会社で はたらいしていない人が はいります。外国人は 日本に 3か月より 長く 住む人が はいります。
がいこくじん じぶん くに ほけん にほん つか じぶん くに ほけん にほん
※外国人は 自分の 国の 保険を 日本で 使うことが できるかもしれません。自分の 国の 保険を 日本
つか にほん ほけん にほんねんきんきこう
で 使うことが できるとき、日本の 保険に はいらなくてもいいです。くわしいことは 日本年金機構の ホーム
ページを みて ください。<https://www.nenkin.go.jp/> (日本語だけです)

(2) はいる 方法

しやくしょ くやくしょ こくみんけんこうほけん かかり ひと
市役所や 区役所の 国民健康保険の 係の人に きいて ください。

ひつよう 必要なもの	じゅうみんひょう 住民票
	にほん げつ なが す か にゅうがくきよかしょう ざいがくしょうめいしょ 日本に 3か月より 長く 住むことが 書いてあるもの(入学許可証、在学証明書など)

(3) 保険証

ほけん ほけんしょう ほけんしょう ほけん し
保険に はいると 保険証を もらいます。保険証は「わたしは 保険に はいっています」と 知らせる たい
ほけんしょう じゅうしょ なまえ か びょういん い ほけんしょう
せつなものです。保険証には、住所や 名前が 書いてあります。病院へ 行くとき、かならず 保険証を も
ほけんしょう いと う か
って行って ください。保険証を ほかにの人に 売ってはいけません。貸してもいけません。



(4) 病院のお金

さい 0才から 6才	みんな	20%
さい 7才 から 69才	みんな	30%
さい 70才から 74才	かね お金を たくさん もっている人	30%
	かね お金を もっていない人	20%

※75才以上の人(または、65才から 74才までの 体に しょうがいがある人)は 国民健康保険を つ
かいません。後期高齢者医療制度を つかいます。

(5) 保険料<保険のお金>

国民健康保険に はいる人は 保険料<保険のお金>を はらわなければいけません。

保険料は 下のうち どれかの 方法で はらいます。

・自分で 市役所や 区役所へ 行く

・銀行で はらう

・銀行の 口座から ひきおとす

・保険料を あつめる人に はらう

保険料は 住んでいるところ、給料、家族の人数で ちがいます。日本に 住む さいしよの 1年は、保険
料が いちばん 安いです。40才から 64才までの人は 介護保険の お金も いっしょに はらわなければい

けません(いろいろな福祉 2-1 を みて ください)。

保険料を はらわない人は 市役所や 区役所に 保険証を 返さなければいけません。保険証を もつて

いない人は 病院の お金を ぜんぶ はらわなければいけません。長い 間、保険料を はらわない人は

銀行の お金を 出せなくなるかもしれません。これを「さしおさえ」と いいます。

地震や 火事のと看、仕事が なくなつたとき、保険料を はらうことが できない人は 保険料が 安くなるか
もしれません。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。

(6) 国民健康保険で もらうことができる お金





いつ	もらうことができる お金
びょうき 病気や けがのとき	びょういん かね 病院や くすりの お金。 にゅういん かね 入院の ごはんの お金。 → にゅういん せいかつ かね 入院の 生活の お金。 ほけん かね いちぶ 保険を つかうことが できないときの お金の 一部。 かんごし いえ く ほうもんかんご かね 看護師が 家へ 来る(訪問看護) お金。
ほけんしょう 保険証を もってなかったとき ※あなたが 先に お金を ぜんぶ は らいます。あとで 健康保険から あな たに お金を 返します。	びょういん かね 病院や くすりの お金。 → げつ びょういん かね かね 1か月に 病院の お金を たくさん はらったとき、お金 が 返ってくる。 かいご せいかつ せわ かね 介護<生活の 世話をしてもらう>の お金。
びょうき びょういん きゆうな 病気で タクシーで 病院へ 行ったとき	→ かね タクシーの お金。
こ 子どもを うんだとき	→ かね お金を もらうことが できます。
し 死んだとき	→ そうしき かね 葬式の お金。

(7)ちゅういすること

した にちいない し やくしょ く やくしょ い
下のようなとき、14日以内に 市役所や 区役所へ 行って ください。

- けんこうほけん かいしゃ ひと ほけん
健康保険<会社で はたらいている人の 保険>に はいったとき
- ほけんしょう
保険証を なくしたとき
- ほけんしょう
保険証を よごしたとき
- こ
子どもが うまれたとき
- せたいぬし かぞく だいひょう
世帯主<家族の 代表>が かわったとき
- ほけん ひと し
保険に はいっている人が 死んだとき

ほけんしょう いま す し やくしょ く やくしょ い
ひっこしするとき、保険証を もって 今まで 住んでいたところの 市役所や 区役所へ 行って ください。そして、





びょうき F 病気、けが

びょうき
▶ F 病気、けが のトップへ

ほけんしょう じゅうしょ あたら いま す しやくしょ くやくしょ
保険証の 住所を 新しくするために、今から 住むところの 市役所や 区役所へ 行って ください。

ねん なが がいこく す しやくしょ くやくしょ がいこく い
1年より 長く 外国に 住むときは 市役所や 区役所に「外国へ ひっこしする」と 言って ください。その

ほけんしょう ざいりゅう とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ ひこうき ひつよう
とき 保険証、はんこ(いんかん)、在 留カード(または 特別永住者 証明書)、飛行機の チケットが 必要

です。

にほん じゅうみんとうろく ひと がいこく こくみんけんこうほけん かね
日本で 住民登録している人は 外国に いるときも 国民健康保険の お金を はらわなければいけませ

ん。